

京都市水産資源保全啓発事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境や生態系の維持・回復等、水産業の持つ多面的機能の発揮に資する取組を推進することによって、京都市域の水産業の健全な発展を図るため、漁業者等が組織する団体が実施する水産業の振興を目的とする事業（以下「水産業支援事業」という。）及び水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱（平成25年5月16日付け25水港第123号農林水産事務次官依命通知、以下「交付等要綱」という。）、同交付等要綱の運用（平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知、以下「運用」という。）に基づき、運用第4に定められた地域協議会（以下「協議会」という。）が実施する交付等要綱第3の1に掲げられた水産多面的機能発揮対策事業（以下「水産多面的機能発揮対策事業」という。）に対する補助金等（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 補助金は、次の各号に掲げる事業に要する経費のうち、別表に掲げるものであって、市長が適当と認めるものについて交付する。

- (1) 水産業支援事業
- (2) 水産多面的機能発揮対策事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に定める経費の2分の1以内の額で、毎年度予算の範囲内において交付する。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(交付の申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、第2条各号の事業ごとに次に定める様式によって、事業開始までに行うものとする。

- (1) 水産業支援事業 交付申請書（第1号様式）
- (2) 水産多面的機能発揮対策事業 交付申請書（第2号様式）

2 前項第1号の申請には、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書

(交付の決定)

第5条 市長は、補助金の交付の可否を決定したときは、条例第12条に基づき、交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(標準処理期間)

第6条 市長は、条例第9条による申請が到達してから20日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

(事業の着手)

第7条 事業の着手は、原則として、条例第12条第1項による交付決定後に行うものとする。ただし、事業の円滑な実施を図るため、交付決定前に着手する場合にあっては、交付決定前着手届（第4号様式）を提出するものとする。

(変更等の承認の申請)

第8条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、第2条各号の事業ごとに次に定める様式によって行うものとする。この場合の変更交付決定通知は、第5条の交付決定通知書（第3号様式）を、変更交付決定通知書と読み替えて申請者に通知する。

- (1) 水産業支援事業 変更承認申請書（第5号様式）
- (2) 水産多面的機能発揮対策事業 変更承認申請書（第6号様式）

2 条例第11条第1項第1号によるあらかじめ市長等の承認を受ける必要がない軽微な変更は次のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 補助目的に変更がなく、より効率的な補助目的の達成に役立つと考えられるもの
- (2) 経費の変更が総事業費の5分の1以内の増減で、かつ補助金額の変更が、5分の1以内の減額であるもの

(補助金の概算払い)

第9条 条例第21条第2項による概算払を受けようとするときは、第2条各号の事業ごとに次に定める様式を市長に提出しなければならない。

- (1) 水産業支援事業 概算払請求書（第7号様式）
- (2) 水産多面的機能発揮対策事業 概算払請求書（第8号様式）

(中止又は廃止の申請)

第10条 条例第11条第1項第2号に規定する補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止・廃止承認申請書（第9号様式）を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

(実績報告)

第11条 条例第18条の規定による実績報告は、補助事業の完了後、その日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、第2条各号の事業ごとに次に定める様式によって行うものとする。

- (1) 水産業支援事業 実績報告書（第10号様式）
- (2) 水産多面的機能発揮対策事業 実績報告書（第11号様式）

2 前項第1号の実績報告には、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業実施報告書

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による報告により、交付対象事業が適切に行われたと認めるときは、交付額を決定し、交付額決定通知書（第12号様式）により通知したうえで、補助金を交付する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、概算払いによって交付された額が、前条により決定した交付額を上回った場合は、期限を付して該当補助金の返還を求めるものとする。

(処分の制限)

第14条 条例第31条ただし書に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数、及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）に準じるものとする。

2 補助金の交付を受けたものが、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、取得財産等処分承認申請書（第13号様式）を市長へ提出し、市長の承認を得なければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 京の川の恵みを活かす会補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

事業	交付対象者	交付対象経費	経費区分
水産業支援事業	漁業者等が組織する団体	京都市域の水産業の振興、啓発のために実施する次に掲げる活動に要する直接経費 1 調査・研究活動 2 普及啓発・広報活動 3 その他、水産振興活動	謝金 備船料 資材費 機材費 リース費 交通費 通信運搬費 委託費 啓発普及費 教材費 施設利用料 廃棄物処理費 種苗等購入費 その他補助事業の遂行に必要な経費
水産多面的機能発揮対策事業	地域協議会	運用第5の3に定める協定を本市との間で締結した対象活動組織が、協定及び地域協議会に承認された活動計画に基づき実施する活動に充てられる経費のうち、運用第5の10(4)に定められたもの	

第1号様式（第4条関係）

京都市水産資源保全啓発事業補助金交付申請書
（ 年度水産業支援事業）

（宛先）京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。	
申請事業名	
申請理由	
申請する事業の必要性及び内容	
申請事業に要する経費	
交付を受けようとする補助金の額	
事業実施期間	
添付書類	収支予算書・事業計画書
団体の概要	設立年月日
	設立目的
	構成員数

(宛先) 京 都 市 長

申請者 住 所
名 称
代 表 者

京都市水産資源保全啓発事業補助金交付申請書
(年度水産多面的機能発揮対策事業)

年度において、下記のとおり水産多面的機能発揮対策事業を実施したいので京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により、交付金 円の交付を申請します。

記

1 事業の内容

(1) 目的

(2) 実施する事業の概要

活動組織	活動項目	実施場所	実施内容

2 補助事業に要する経費

単位：円

総事業費 a+b+c+d	経費の区分				備 考
	国庫交付金 a	府交付金 b	市町交付金 c	その他 d	

3 経費の積算基礎

単位：円

区 分	金 額	備 考
合 計		

4 収支予算

(1) 収入の部

単位：円

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減		備 考
			増	減	
国庫交付金					
府 交 付 金					
市町交付金					
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

単位：円

区 分	本年度予算額	前年度予算額	増 減		備 考
			増	減	
合 計					

5 事業完了予定年月日

京都市指令 第 号
年 月 日

<申請者> 様

京 都 市 長
担当（ ）

京都市水産資源保全啓発事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市水産資源保全啓発事業補助金については、下記のとおり交付（不交付と）することに決定しましたので、通知します。

記

1 交付予定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 補助金は、本事業以外に支出しないこと。
- (2) 事業の内容を変更又は廃止をしようとするときは、あらかじめ京都市水産資源保全啓発事業補助金等交付要綱第8条又は第10条に基づき、承認を受けてください。
- (3) 補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することがあります。
- (4) 実績報告書提出後、しゅん工検査を実施します。
- (5) 京都市補助金等の交付等に関する条例第22条第1項に掲げる各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。
- (6) 京都市補助金等の交付等に関する条例第16条第1項に掲げる書類は、補助事業完了の翌年度から起算して5箇年間保管してください。
- (7) その他京都市補助金等の交付等に関する条例、京都市水産資源保全啓発事業補助金等交付要綱を遵守してください。

（不交付の場合）

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

申請者 住 所
名 称
代 表 者

京都市水産資源保全啓発事業補助金交付決定前着手届

年 月 日付けで補助金の交付申請を行った 年度

水産業支援事業
水産多面的機能発揮対策事業

について、下記条件を了承のうえ、交付決定前に着手したい

ので、京都市水産資源保全啓発事業補助金交付決定前着手届を提出します。

記

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間に天災などの事由によって実施した活動に損失を生じた場合、これらの損失は交付決定前着手届を提出した団体が負担すること。
- 2 補助金の交付決定がなされなかった場合及び、交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
- 3 着手から交付決定を受ける期間内においては、当該事業の計画変更は行わないこと。

着手予定年月日	交付決定前着手の理由

注 該当する□に、レ印を記入してください。

第5号様式（第8条関係）

京都市水産資源保全啓発事業補助金変更承認申請書
 （ 年度水産業支援事業）

（宛先）京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名

年 月 日付け京都市指令 第 号で補助金の交付決定があった事業について、京都市水産資源保全啓発事業補助金等交付要綱第8条の規定により変更の承認を申請します。	
申請事業名	
申請理由	
申請する事業の必要性及び内容	
申請事業に要する経費 （変更前）	
申請事業に要する経費 （変更後）	
変更理由	
交付を受けようとする補助金の額	
事業実施期間	
添付書類	収支予算書・事業計画書

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

申請者 住 所
名 称
代 表 者

京都市水産資源保全啓発事業補助金変更承認申請書
（ 年度水産多面的機能発揮対策事業）

年 月 日付け京都市指令 第 号で補助金の交付決定があった事業について、下記のとおり変更し〔交付金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、京都市水産資源保全啓発事業補助金等交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 事業の変更内容

事 項	変更前	変更後

3 経費の変更内容

区 分	変更前	変更後	増 減		備 考
			増	減	
総 事 業 費					
国庫交付金					
府 交 付 金					
市町交付金					
そ の 他					

注 金額の変更のない場合は[]の部分は除くこと。

第7号様式（第9条関係）

京都市水産資源保全啓発事業補助金概算払請求書
（ 年度水産業支援事業）

（宛先）京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名

京都市補助金等の交付等に関する条例第21条の規定により補助金の概算払を請求します。	
交付決定日及び番号	年 月 日付け京都市指令 第 号
交 付 予 定 額	円
うち、受領済補助金額	円
概算払請求の理由	
概算払請求額	円

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

申請者 住 所
名 称
代 表 者

京都市水産資源保全啓発事業補助金概算払請求書
（ 年度水産多面的機能発揮対策事業）

年 月 日付け京都市指令 第 号で交付決定のあった京都市水産資源保全啓発事業補助金について、京都市水産資源保全啓発事業補助金等交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付金 円を概算払請求します。

記

1 概算払請求の理由

2 請求内訳

交付金に係る 事業に関する 経 費	交付決定額 (A)	既受領額(B)		今回請求額(C)		残額	事業完了 予定日	備考
		金 額	交付金 に占め る割合	金 額	交付金 に占め る割合	(A-B-C) 金 額		
円	円	円	%	円	%	円		

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

申請者 住 所
名 称
代 表 者

京都市水産資源保全啓発事業補助金中止・廃止申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定があった 年度

水産業支援事業 中止
水産多面的機能発揮対策事業 廃止 について、 したいので、京都市水産資源保全啓発事業
補助金等交付要綱第10条に基づき承認されたく申請します。

記

1 中止・廃止の理由

注 該当する□に、レ印を記入してください。

第10号様式（第11条関係）

京都市水産資源保全啓発事業実績報告書
(年度水産業支援事業)

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名

年 月 日付け京都市指令 第 号で補助金の交付決定があった事業を完了しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により実績を報告します。	
申 請 事 業 名	
事 業 実 施 期 間	
補助事業に要した経費	
交付を受けた補助金の額	
補助事業の概要及び効果	
添 付 書 類	収支決算書・事業実施報告書

(宛先)京 都 市 長

申請者 住 所
名 称
代 表 者

京都市水産資源保全啓発事業実績報告書
(年度水産多面的機能発揮対策事業)

年 月 日付け京都市指令 第 号で補助金の交付決定があった上記事業について、下記のとおり実施したので、京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により報告します。

なお、あわせて精算額 円の交付を請求し(返還を申し出)ます。

記

1 事業の内容

(1) 目的

(2) 実施した事業の概要

活動組織	活動項目	実施場所	実施内容

2 補助事業に要する経費

単位：円

総事業費 a+b+c+d	経費の区分				備 考
	国庫交付金 a	府交付金 b	市町交付金 c	その他 d	

3 経費の積算基礎

単位：円

区 分	金 額	備 考
合 計		

4 収支決算

(1) 収入の部

単位：円

区 分	本年度決算額	本年度予算額	増 減		備 考
			増	減	
国庫交付金					
府 交 付 金					
市町交付金					
そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

単位：円

区 分	本年度決算額	本年度予算額	増 減		備考
			増	減	
合 計					

5 事業完了年月日

注：事業の経過及び完了を証するに足る写真や経費の内訳明細書等
別途、必要に応じて資料を添付のこと。

第12号様式（第12条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

<申請者> 様

京 都 市 長
担当（ ）

京都市水産資源保全啓発事業補助金交付額決定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました京都市水産資源保全啓発事業補助金については、下記のとおり交付額を決定しましたので、京都市水産資源保全啓発事業補助金等交付要綱第12条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

本通知を受取り後、速やかに請求書を御提出ください。

第13号様式（第14条関係）

京都市水産資源保全啓発事業補助金取得財産等処分承認申請書

(宛先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名

年 月 日付け京都市指令 第 号で補助金の交付決定があった事業により取得した財産を処分したいので、京都市水産資源保全啓発事業補助金等交付要綱第14条の規定により処分の承認を申請します。	
取得財産の種類	
取得年月日	
取得価格	
補助金交付額	
処分の理由	